



石川県水産振興協議会の委員の公募について

募集期間 令和8年1月16日（金）～1月30日（金）

水産業に関する施策に県民の皆さまのご意見を反映させるため、石川県水産振興協議会の委員を公募します。

【石川県水産振興協議会とは】

石川県における水産資源の回復、増大及び経済的有効利用を推進し、沿岸漁業及び漁村地域の振興等を図るため、学識経験者等から広く意見を伺う場として設置しています。

■ 主な審議事項

- ・水産動植物の種苗生産、放流及び育成に関する事項
- ・漁業就労者の確保育成に関する事項
- ・漁業士の認定に関する事項
- ・地域水産振興ビジョンに関する事項
- ・水産基盤整備事業に関する事項
- ・水域環境の保全に関する事項
- ・その他水産振興に関する事項

【募集の方法】

■ 募集人数等 1名（任期は令和8年4月1日から3年間）

■ 資格要件

- ・水産振興に高い関心をお持ちの方
- ・石川県内にお住まいの方
- ・毎年1回程度、平日に開催される会議に出席できる方
- ・令和8年4月1日現在において、満18歳以上の方
- ・国及び地方公共団体の議員又は職員ではない方
- ・地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方

「地方公務員法第16条各号に掲げるもの」とは・・・

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 石川県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申込手続

次の応募書類を持参もしくは郵送または電子メールにより農林水産部水産課へ提出してください。
なお、応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

① 応募申込書（別紙様式をご利用ください。）
② 小論文（400～800字程度・様式自由）
テーマ：「石川県の水産業の振興について」

応募締切

令和8年1月30日（金）必着（※郵送の場合は当日消印有効）

応募書類を受付後、当方からその旨のご連絡をさせていただくこととしておりますが、何らかの理由で応募書類が届いていない場合もありますので、連絡がない場合には、お手数ですが、ご一報くださいますようお願いします。

選定方法

公募委員の選定は、選定委員会により行います。

- ・提出された応募書類をもとに、一次選定を行います。
- ・一次選定を通過された方に対して、面接による二次選定を行い、最終的に委員になられる方を決定します。
- ・面接は2月20日（金）を予定しております。
なお、詳細（時間、場所等）は、改めて通知します。

選定結果通知

採用の合否は、文書をもって応募者全員に通知します。

成績開示

本人に限り、成績の開示を行います。

成績の開示には、顔写真が付いた身分を証明できるものをお持ちください。

- ・開示期間：選定結果発送日から2週間
- ・開示場所：農林水産部水産課内
(郵送、電話による開示請求は認められません。)

その他

応募にかかる交通費等は、応募者の負担となります。

【注意事項】

委員の義務

委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加していただきますが、以下の事項を遵守していただけようお願いします。

- ・職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- ・委員としての地位を政治的目的、営利目的、宗教的目的に利用しないこと。
- ・審議中は審議を円滑に行うため会長の指示に従うこと。

 委員の解任	委員が次の事項に該当した場合や、委員として適當でないと認められた場合には、任命を取り消す場合があります。 <ul style="list-style-type: none">・心身の故障その他事由により職務の執行ができないと認められるとき・職務上の義務違反があるとき
 協議会の開催	毎年1回程度、平日に開催します。 年によっては、変更となる場合があります。
 委員報酬等	協議会にご出席いただいた場合は、県の規定に基づき委員報酬及び交通費をお支払いします。
 その他	選定委員会において、適任者がいないと判断した場合は、公募委員の選定を行わない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点などございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

